明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第五条　新省令第九十七条から第百二条までの規定は、施行日以後に締結される新法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約又は同項第二号に規定する特定権利販売契約について適用する。

第六条　新省令第百二十二条から第百二十七条までの規定は、施行日以後に締結される新法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売取引についての契約について適用する。

第七条　新省令第百三十五条から第百四十条までの規定は、施行日以後に新法第五十八条の四に規定する購入業者が受ける売買契約の申込みについて適用する。

第八条　新省令第百四十二条において読み替えて準用する新省令第百三十五条から第百四十条までの規定は、施行日以後に締結される売買契約について適用する。

省　令

○経済産業省令第七号

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第十八号）の施行に伴い、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月一日

経済産業大臣　西村　康稔

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十　［略］ 二十一　機構法第十一条第一項第二十一号に規定する安定供給確保支援業務に関する事項 二十二～二十九　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十　［略］ ［新設］ 二十一～二十八　［略］

（機構が取得した株式等に対する独立行政法人会計基準の適用）

第九条の二　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務、同項第四号に規定する業務、同項第十九号に規定する業務及び同項第二十号に規定する業務のために取得した株式又は持分（以下「株式等」という。）（当該株式等の取得により、機構が当該株式等を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。ただし、同基準の適用に当たり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条に規定する不開示情報又は不開示情報以外の情報であって当該情報を開示することにより不開示情報が明らかになるおそれがある情報（以下この条において「不開示情報等」という。）が含まれている場合には、不開示情報等については同基準を適用しないことができる。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）

第十三条　機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　機構法第十一条第一項第一号、第四号、第十九号及び第二十号により取得した株式等

四　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第十八号）の施行の日（令和五年二月一日）から施行する。

発行所　〒一〇五－八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八六円（本体二六〇円）　（配送料別）